

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物

管理施設の技術基準に関する規則

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の九の規定に基づき、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の基準（第四条—第二十条）

第三章 雜則（第二十一条）

附則

第一章 総則（第二十一条）

第二章 雜則（第二十一条）

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射線 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物的第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十号。以下「第一種埋設規則」という。）第十二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理条例」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 放射性廃棄物 第一種埋設規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物又は廃棄物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三号に規定する管理区域又は廃棄物管理条例とし得る。）第一条第二項第三号に規定する管理区域をい。

三 管理区域 第一種埋設規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物又は廃棄物管理条例第一項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 周辺監視区域 第一種埋設規則第二条第二項第四号に規定する周辺監視区域又は廃棄物をい。

五 安全機能 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保するため必要な機能をいう。

六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

七 監視区域 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例による監視区域をいう。

八 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例の不法な侵入等の防止

<p>管理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。</p> <p>五 安全機能 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p>
--

場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。

（地震による損傷の防止）

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。）による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。

第七条 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に對してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

第八条 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

（閉じ込めの機能）

一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持しない。

三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入り口若しくは施設外へ漏えいすることを防止するための施設外へ漏えいすることを防止するための施設の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないと

所」という。は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物管理条例への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物管理条例に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物管理条例への人の不法な侵入等の防止）

第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物管理条例を設置する事業所（以下単に「事業物管理施設」とい）

<p>場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。</p> <p>五 安全機能 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p>
--

<p>場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。</p> <p>五 安全機能 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理条例のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理条例を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p>
--

はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

放射性廃棄物を処理するためには、受け入れる放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するためには必要な能力を有するものでなければならない。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。(遮蔽)

(第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシヤイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。)

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他貫通部がある場合であつては、放射線障害を防止するためには、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。(換気設備)

(第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられないなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

三 ろ過装置を設ける場合には、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

第二十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備を使用することができる予備電源が設けられていなければならない。(通信連絡設備等)

第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていないなければならない。事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていないなければならない。

3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度には、事業所内の人への退避のための設備が設けられていないなければならない。

(第三章 雜則)

(電磁的記録媒体による手続)

第二十四条 第二条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(附則抄)

(施行期日)

原子力規制委員会 殿

年 月 日

電磁的記録媒体提出票

住 所 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則第2条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

別記様式 (第二十二条関係)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成四年総理府令第四号)

二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)